

第 42 回設計設備小委員会(DE42)の概要について

標記会合は、平成 11 年 3 月 8 日から 12 日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催され、我が国からは運輸省関係者 14 名からなる代表団が出席した。今次会合における主な審議結果は以下のとおり。

1. 新船へのアスベストの使用の禁止

MSC68(1997 年 5 月)において、フランス提案に基づきアスベストの使用禁止のため SOLAS 条約の改正を検討することが合意され、防火(FP)小委員会及び設計設備(DE)小委員会で技術的検討が行われることとなった。その後開催された FP43 においては、新造船への使用及び現存船への新たな使用を禁止することが合意され、更なる検討を行うため、DE 小委員会にその結果が送付されることとなっていた。

DE42 では新造船及び現存船に対するアスベストの新規設置の禁止については、多数の国々がこれを支持し、審議の結果、現存船及び新造船へのアスベストの新規設置を原則禁止するための SOLAS 条約第 -1 章 A-1 部の改正案が合意された。なお、本改正案には 1000 度以上の高温用防熱材等安全上不可避なものについては適用除外とする内容が含まれている。

2. タンカーの非常用曳航装置に関する強制要件

現行の SOLAS 条約では非常用曳航装置の設計及び構造については、設計の自由度を担保する必要性から、IMO が作成する非強制ガイドラインに基づいて主管庁が承認することとなっている。しかしながら、MSC68 においてノルウェーが非常用曳航装置の具体的な要件を強制しなければ、当該装置が目的を達成し得ない可能性がある指摘、審議の結果、DE 小委員会で SOLAS 条約を改正するべきか、非強制ガイドラインを強制すべきか等について再検討することとなった。

今次会合では、タンカーの非常用曳航装置の機能要件を明確にするため、SOLAS 条約第 -1 章第 3-4 規則本文を一部改正するノルウェー提案をベースに審議が進められた。審議では、当該装置の設計の自由度を担保するために現在非強制とされているガイドラインについてはそのまま非強制とすることで合意され、最終的にノルウェー提案に若干の修正を加えた SOLAS 条約改正案が MSC72 で承認、MSC73 で採択されることとなった。なお、本改正案は当該装置の機能要件の明確化を図るためのものであり、追加の設備等を義務付ける趣旨のものではない。

3. 船上における NO_x モニタリング及び計測装置のためのガイドライン

1997 年 9 月に開催された MARPOL 条約締約国会議において、「船舶からの大気汚

染防止に関する MARPOL 条約の新附属書 Ⅰ を含む MARPOL73/78 条約の 97 年議定書が採択された。同附属書 Ⅰ では、船舶に搭載されるディーゼルエンジンから排出される窒素酸化物(NO_x)の排出規制等について規定している。

NO_x 排出規制に関する検査の方法については、附属書 Ⅰ に基づく NO_x テクニカルコード上に、パラメータチェック法、簡易船上計測法、船上直接計測法又はモニタリング法のうちのいずれか 1 つの方法を船主が選択できるような形で規定されている。モニタリング法の詳細なガイドラインについては、1998 年 4 月に開催された MEPC41 において、DE 小委員会で検討するように指示されていた。

今次会合では船上における NO_x モニタリングシステムのガイドラインに含むべき項目(計測すべき物質、データサンプリング間隔等)についての日本提案をベースに審議がなされた。その結果、各国は当該ガイドラインには多くの技術的な内容が含まれる必要があると認識し、今後は独をコーディネーターとする非公式なグループを設置して引き続き検討を行っていくこととなった。